

## 第4回VFM・リスク分担WG（概要）

- 日時：平成26年 6月25日(水) 13:00～14:30
- 場所：中央合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
- 出席者：根本委員(座長)、伊藤委員、佐藤委員、宮本委員、  
赤羽専門委員、浅野専門委員、石川専門委員、  
江口専門委員、財間専門委員
- 議題：(1) 議論の進め方について(案)  
(2) 新たな事業類型に関する論点について  
(3) 今後の予定(案)  
(4) その他

○事務局から資料1～5について説明。主要な意見は下記のとおり。

### [新たな事業類型におけるVFM評価のあり方について]

- ・これまでの我が国における収益事業は軽微なもの(売店等)であるが、今後推進する収益施設併設型事業では収益事業の規模が大きいものを検討の対象と想定してみてはどうか。
- ・付帯事業の提案について、提案を義務としたこれまでの事例では、まちづくりに資するもので収益性が低いものもあると考えられる。一方、任意提案とすると収益性が高い事業の提案も想定されるが、当該地域や施設にそぐわない提案が出てきた場合の取り扱いについても留意すべきではないか。
- ・収益施設併設型事業は、収益施設からの還元分が大きいほどVFMがあるということになるが、この場合、その他の面を過小評価しがちとなるため、定性的評価にも十分留意すべきではないか。
- ・事前VFMは財政負担に着目した定量的評価が基本となるが、事後VFMは定性的側面にも着目すべきではないか。
- ・収益施設併設型事業についても、サービスの価値の向上に着目したVFM評価を考えるべきではないか。

- ・収益事業の内容、収益性（定量的評価）及びサービスの価値の向上（定性的評価）の3つの視点についての整理が必要ではないか。
- ・VFMについては、各々のステークホルダーにプラスとなっているのかマイナスとなっているのかという点に着目することもできるのではないか。
- ・総合評価の場合、民間事業者はVFMではなく総合評価値の高い提案を目指すので、その点に着目した定性的評価について整理できるのではないか。
- ・付帯事業からの収益を本体事業に合算する場合、付帯事業に係るコスト面についても留意が必要ではないか。
- ・サービスの価値の向上について、PFI以外の事業における既存の考え方をうまく活用できるとよいのではないか。

#### [本体事業と付帯事業との間のリスク遮断について]

- ・付帯事業は民間負担が基本だが、本体施設に影響を与えるようなリスク（風評被害等）の存在も認識すべきではないか。
- ・付帯事業からの還元分が収入や需要によって変動するような事業では、公共も一定のリスクを負っていると考えられるのではないか。
- ・本体事業と付帯事業との事業主体を分離した場合であっても、付帯事業の事業主体がSPCの代表企業や構成員であれば、完全な分離とはなっていないのではないか。
- ・本体事業に影響を与えないよう、事前のリスク管理方策が重要ではないか。
- ・リスクへの対応は、対象範囲や時間軸の長短によってその方法が異なる。風評被害や物価変動等、一時的なアクシデントではない長期的な事象への対応が重要ではないか。

#### [その他]

- ・次回以降運営権活用型事業について議論する際には、運営権対価を加えた時のVFMや運営権対価がゼロやマイナスとなる場合の考え方等が論点になるのではないか。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-6257-1654